商業(小売業)における労働災害について

第12次労働災害防止推進計画 実施中! 神奈川労働局・川崎北労働基準監督署

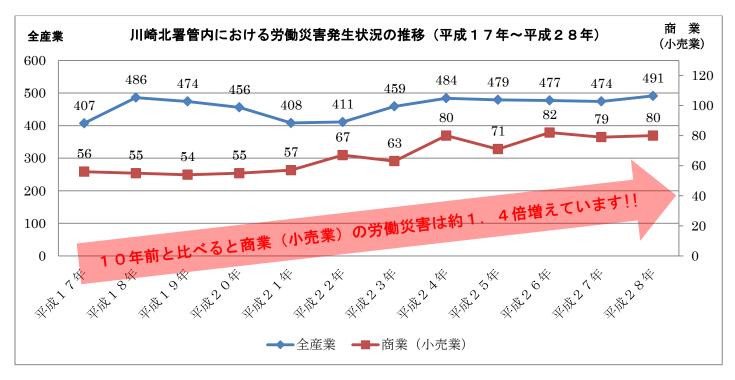
日頃から労働災害防止対策の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では第12次労働災害防止推進計画(平成25年度~29年度)に基づき神奈川県内の労働災害(死亡・休業)を平成29年までに15%減少(平成24年比)させることを目標として、各種施策を展開しております。

川崎北署においても推進計画に基づいた労働災害防止対策の取組みを行っているところですが、下記表・グラフ(平成24年~29年)のとおり当署管内においては、神奈川県全体の平均と比較すると、全産業のうち第三次産業、とりわけ商業(小売業)において発生する労働災害(休業4日以上の死傷者数)の割合が高い傾向にあります。

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 6月末速報
川崎北署	小売業	80 (17)	71 (15)	8 2 (17)	7 9 (17)	80 (16)	28 (18)
	全産業	484	479	477	474	491	158
神奈川局	小売業	8 7 5 (13)	8 2 1 (13)	8 5 9 (13)	8 4 8 (13)	8 3 0 (13)	288 (12)
	全産業	6, 689	6, 485	6, 639	6, 511	6, 598	2, 449

※()内の数値は全産業を100としたときの各業種で占める割合を%で表しています。



川崎北署管内の商業(小売業)における労働災害件数は・・・

- ●10年前と比べると約1.4倍増加している。
- ●神奈川労働局内の商業(小売業)における労働災害の割合が概ね13%前後であるのに対し、 川崎北署管内の商業(小売業)における労働災害の割合は15%を超える状況にある。
- ●平成17年の過去最少数(川崎北署)から、中期的にみると全産業で増加の傾向にあり、その増加の一因(増加業種)となっている。

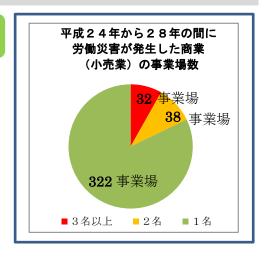
川崎北署管内の商業 (小売業) における労働災害発生状況 (平成24年~28年発生分集計値)

№ 2割の事業場で繰り返し災害が発生しています

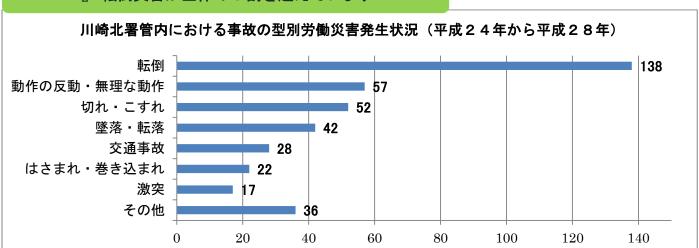
過去5年間(平成24年から28年)に川崎北署管内で休業4日 以上の労働災害が発生した商業(小売業)の事業場は392事業場 ありました。

この392事業場のうち70事業場において2名以上の労働災害が発生しており、そのうち32事業場で3名以上の災害が発生しています。

同一事業場で繰り返し労働災害が発生する傾向があり、リスクア セスメントの導入等により同種災害の再発防止対策に取組む必要が あります。

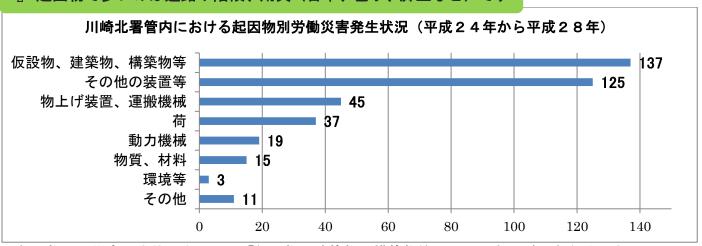


▶ 転倒災害が全体の3割を超えています



事故の型別で災害発生状況をみると「転倒」災害が最も多く発生しており小売業における災害の35%を占める状況にあります。次いで多い災害には「動作の反動・無理な動作」による「負傷による腰痛」、包丁やカッターなどといった刃物、スライサーなど動力機械を取扱い中に発生する「切れ・こすれ」といった順になっています。

□ 起因物で多いのは通路や階段、用具(台車、包丁、脚立など)です



起因物別で災害発生状況をみると「仮設物、建築物、構築物等」によるものが最も多く発生しており、次いで「その他の装置等」の順となっています。通路や階段などでのつまづきやすべり、踏み外しなどにより「転倒」するケースが圧倒的に多く、その他ではロールボックスパレット等の台車やはしご・脚立、包丁やカッターなどの取り扱い中に被災するケースが目立ちます。

商業(小売業)で多発する労働災害								
転倒	動作の反動・無理な動作	切れ・こすれ	墜落・転落					
「急いでいるときや、両	「重いものを無理な姿勢	「皮むき器や包丁などを						
手で荷物を抱えていると	で持ち上げたり、移動さ	使用中に指を切る」「食品	「脚立や、はしごなどの					
きなどに、放置された荷	せたりするとき、ぎっく	加工機械(パンや精肉な	上でバランスを崩す」「階					
物や台車につまづく」	り腰になる」「筋を痛め	ど)取り扱い中に手、指	段で足が滑る」など					
「濡れた床で滑る」など	る」「挫く」など	を巻き込まれる」など						

◆■◆働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動◆■◆

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、災害が増加している小売業(ほか社会福祉施設、飲食店)の 労働災害減少を図るために、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。 特に多店舗展開をしている小売業においては、労働災害防止は全社的に取り組むべき問題であるとし

①経営トップによる安全衛生方針の表明

◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

②4 S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

て、企業本社が主導し各店舗の労働安全衛生活動に取り組むことが重要です。

◆荷物やゴミなどが散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は災害の危険が高くなります。

③KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、 どんな危険が潜んでいるか」を話し合って、「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のとき は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」「勘違い」「思い込み」などは安全でなはない行動を招き、災害の原因となります。

④危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動で見つけた危険のポイントに下記ステッカーの例などを張り付けることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



①安全衛生方針表明例



②4S活動







④危険の「見える化」ステッカー

⑤安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「機械器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防 ぐことができます。
- ◆組織の本社や本部では「どんな災害が起こっているか」「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業 手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗では、この内容を従業員に伝え、教育します。

⑥安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にか かわらず、従業員全員が参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長から安全の話をすることや、従 業員からヒヤリハット事例などを報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的で

⑦安全推進者の配置(労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

◆店舗ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り 役を担わせます。

※詳しい内容については下記特設サイトを参照してください №

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html

こちらも ご覧ください ●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全 パンフ

安全・衛生

過去に労働災害が発生してなくても・・・

◎無災害が続いている事業場の皆さんにおかれましても、現在の作業現場が、前述した安全活動 による『本質安全化』が行われている状況なのか、それとも『たまたま災害が無い』状況なのか、 見極めましょう!

特に繰り返し労働災害が発生している場合

前項目で示した基本的安全衛生対策を実施しているにもかかわらず、労働災害(特に同種災害)が減らな いケースが散見されます。下記のような事例に陥っていないか確認しましょう!

- 安全活動自体が形骸化、マンネリ化している。

⇒経営トップが安全活動に関心を示し、安全第一を率先する事業場は、労働災害が少ない傾向にあります。 経営方針に安全管理を盛り込み、計画的に災害防止対策にアプローチを行い、マンネリ化を防ぎましょう!

・危険(ハザード)に対するリスクコントロールが根本的対策ではなく、表面的な対策となって いる。

⇒災害の原因を表面的に「人の問題(個人の不注意など)」だけと捉えず、設備や作業の仕組み、システ ムそのものを見直し、根本的な対策「本質安全化」を目指しましょう!

適切な時期に必要な労働者に対して安全衛生教育が行われていない。

⇒安全衛生教育不足で発生する災害の大きな要因は「無知」「無視」「過信」**の3つです**。これらに対応し た安全衛生教育を実施しましょう!

※「無知」: 法律や社内、作業方法などのルールを知らない。また理解していない。

「無視」: 定められたルールの存在は知っているものの、作業がやりにくくなるので守らない。

「過信」:「自分に限っては大丈夫」と考え、ルールを守らない。

特に、商業(小売業)の事業場においては、店舗におけるパート・アルバイト労働者の割合が高く、入社 時期・経験年数などの要因からルールの周知や理解度にバラつきがある傾向があるので注意してください。



(H29.7)